

BUSINESS LAW JOURNAL

ビジネスロー・ジャーナル

No.69
December 2013

12

特集

どこまで保守的にすべきか

インサイダー取引防止の実務感覚



企業が行政と訴訟をするということ

INTERVIEW

医薬品ネット販売禁止 訴訟の概要

09年6月に施行された、第一類医薬品・第二類医薬品のインターネット販売(郵便等販売)を禁止する厚労省令の有効性が争われた。

原告である医薬品ネット販売事業者側は、省令が憲法22条の営業の自由に反すること、薬事法の授權規定からは対面販売に限るという読

み方はできないことなどを主張。一審はネット販売では副作用が心配だとして、安全性の確保を理由にネット販売を一律禁止するとの合理性を認め、原告企業が敗訴。しかし、控訴審は省令は薬事



photo by Makoto Ito

現在、行政訴訟を取り巻く環境はどうになっているのか。また紛争予防はどうあるべきか。医薬品ネット販売禁止訴訟において、原告側の訴訟代理人を務めた阿部泰隆弁護士と関葉子弁護士にお話を伺った。

企業が行政と訴訟をする ということ

治・行政・業界の癒着による構造的な違憲・違法行為なのです。司法はこれを糾弾して、憲法上の権利である営業の自由を保障すべきなのに、一審では、ありもしないネット販売による副作用が心配だと、中東の笛を吹いたのです。そんなことが心配なら、飛行機は禁止すべきだし、結婚も子つくりも心配ですから人類は絶滅すべきです。しかし、高裁、最高裁は分かつてくれました。これで裁判官も中東の笛を吹くとかえつて上級審で恥をかくということが分かったでしょうから、裁判官の当たり外れのリスクはこれから減少するはずです。

関 訴訟では、主張・立証の状況などから、どちらが勝ちそうかは経験を

弁護士・神戸大学名誉教授
阿部泰隆

弁護士・公認会計士
関葉子

端に偏った笛を吹く審判があり、「中東の笛」として有名ですが、行政訴訟でも「中東の笛」を吹いて、なんとか行政側を勝たせようとする裁判官が少なくないのです。行政訴訟における最大のリスク要因は裁判官だと言いたいですね。しかし、かなりの裁判官は分かってくれますので、正しく判断してもらえるように努力するしかありません。

—企業が行政サイドと司法の場で争うときのリスクとして、どのようなものがありますか。

阿部 行政と訴訟をするときには、たとえ正直くても必ず勝てるとは限りません。ハンドボールやサッカーでは、中東諸国を勝たせるために極

法の委任の範囲を逸脱していると判断。憲法判断においても違憲を示唆し、原告企業が逆転勝訴した。13年1月11日、最高裁は委任立法の点で二審判決を支持し、国側の上告を棄却した。

行政訴訟の 本当のリスク

争うときのリスクとして、どのようなことがありますか。

一審はネット販売では副作用が心配だとして、安全性の確保を理由にネット販売を一律禁止するとの合理性を認め、原告企業が敗訴。しかし、控訴審は省令は薬事



Yasutaka Abe

64年東京大学卒業。神戸大学教授、中央大学教授を歴任。東京大学法学博士。05年弁護士登録。12年大龍法律事務所設立。多数の行政関連事件を扱う。著作『対行政の企業法務戦略』(中央経済社、2007)、『行政法の解釈Ⅰ、Ⅱ』(有斐閣、2008、2009)ほか多数。

積めばある程度は分かるものですが、今回一審で負けたときは本当に驚きました。国側はネット販売よりも対面販売のほうが安全だと主張しながら、ネット販売による副作用被害の証拠を何一つ出せない状況でしたし、裁判所もこちらを勝たせようという雰囲気を醸し出していましたので。

私は一審の東京地裁で敗訴したのは、本件が単なる行政訴訟ではなく憲法訴訟だったことも大きく影響したのではないかと思っています。違憲判断をすることは裁判官にとって相当重たい話ですし、政治的な話にもなりますから。

高裁では原告勝訴となつたもの

の、憲法判断はなされず、省令が薬事法の委任範囲を逸脱しているという

法律判断に逃げられてしまいまし。それでも高裁はよく書いたと思います。結審してから通常は3か月、長くても半年程度で判決が出るところ、約1年かかりましたから、かなり逡巡したのでしょうか。

最高裁も高裁の判決を踏襲してい

るのですけれども、中身をよく読むと、高裁がよく書いていた部分を削っているところもあります。やはり日本の裁判所はできるかぎり消極的に無難な範囲で判断したいということなのでしょう。

阿部 この事件は、ありもしない副作用被害を理由に営業の自由を制限

した極めて単純な事件ですから、わざわざ憲法学の理論にお出しを願うまでありません。しかし、裁判所はそれでも違憲判断に躊躇しても対面販売に限るという読み方はできなこと、省令でネット販売を禁止するのは内閣法制局と国会を迂回する非民主的な策略だということも主張しました。違憲判断をする勇気がない裁判官にとってはよい落としどころを示せたと思います。

— 行政と争うこと、原告企業に不利益が及ぶおそれはありませんか。

阿部 実質的にきちんと勝てば、むしろ、その後は変なことになりにくいと思います。以前と比べて行政側にもむしろ公正に対応しようとする雰囲気が出てきています。

阿部 私のところに相談に来る事業者は、役所と戦うと業務妨害される

のではなく心配して、できるかぎり役所の言うことに従いながら話し合う路線を選びます。最後の手段として訴訟を起こすと、多少は意地悪されるとしても、徹底的にいじめられるという事態は最近では少ないのでしょうか。

阿部 訴訟はやりたくないけど、もし原告が勝つたら、自分たちも医薬品のネット販売をするというフリーライダーバカリ。これでは勇気と資本を出して行政と戦った原告が報われません。行政訴訟で勝つた原告にいるという決断をした事業者はケンコーコムを除けば1社のみでした。

阿部 訴訟はやりたくないけど、もし原告が勝つたら、自分たちも医薬品のネット販売をするというフリーライダーバカリ。これでは勇気と資本を出して行政と戦った原告が報われません。行政訴訟で勝つた原告には、1年間、特別な権利が得られるとする特例を新たに作つてあげるべきですよ。

— 代理人としては、この訴訟ではもつとたくさんの企業が当事者になることで、窮屈に陥った業界の実情を裁判所に理解してもらえるかと正しく判断するようになってきていましたから、役所にいじめられたわけではありません。また、裁判所も選択をしましたが、特にいじめられたわけではありません。むしろ、有名になったはずです。また、裁判所も面販売に限るという読み方はできないこと、省令でネット販売を禁止するのは内閣法制局と国会を迂回する心配をせず、もつと裁判所の戸を叩くべきでしょう。

企業と代理人の協働

— 弁護士の選任にあたって留意すべき点はありますか。

阿部 是非とも言つておきたいのは、行政訴訟においても事務所の規模の大小はまったく関係ないということです。規模が大きくなれば、事務所でも、行政事件のことは分かつていいのが普通です。

関 そうですね。当時は本件のような訴訟を提起するにも、どう理論構成すればいいのか、どう請求を立てるべきかさえ一般の弁護士には見当がつかない状態だったと思われます。この訴訟を通じて類似案件について弁護士業界ではスタンダードが確立されたと思いますけど、当時は、本件に関して訴訟を検討中という、行政法は専門外と思われる大手事務所の弁護士から、「訴状をくれ」と言われたりしたこともありましたね。もし行政訴訟の経験がない、あるいは浅い弁護士がゼロから調べて一つの見解を出すとなれば、それだけで本当に膨大な検討時間が必要です。

阿部 別の行政事件訴訟の依頼者が大手事務所に見積りを依頼したとこ

ろ、その見積りのための報酬だけで、今回の我々の報酬よりも高い金額になつたと聞いています。そして、報酬は普通の民事訴訟と同じように着手金+成功報酬で見積もりを出して受任しているから、苦労の割には極端に割安です。

関 行政訴訟の場合でも、弁護士の数は2~3人がベストだと思いますね。それ以上の人数になつたところで、話がまとまりにくくなりますし、主たる担当者は結局2~3人くらいになりますから、無駄なコストがかかりてしまう可能性があります。

— 訴訟において、企業側への要望があれば教えてください。

阿部 今回、原告企業の訴訟担当者が本件訴訟の専従者といつても過言ではないような働きをしてくれました。今までの経緯を全部まとめ、さらに分析を加えた資料を用意してくれた。その献身的なパックアップは特筆に値します。

関 通常の訴訟関連資料はキヤリーパックで持ち歩ける範囲の量に収まることが多いのですが、本件では、規制改革会議や検討会の資料等をすべ



Yoko Seki

95年東京大学卒業。監査法人勤務を経て、02年弁護士登録。銀座プライム法律事務所所属。数多くの行政紛争・行政訴訟を手がける。著作「弁護士専門研修講座 行政法の知識と実務」(共著)(ぎょうせい、2009)ほか多数。

て集めたら段ボール何箱分にもなってしまいます。どの資料に何があるかを把握するだけでも一仕事です。素早く的確に動いてくださる担当者がいることは、訴訟に勝つうえでも非常に重要なことです。難しい訴訟ではこのような能力の高い担当者の存在が必要不可欠であるといえます。

また、ケンコーコムから相談を受けたのはネット販売を規制する省令案が公表された数か月後のことでした。もし、早くから相談していれば、ここまで大きな話にならない可能性も十分にあったのではないかと思います。

私は弁護士として、いくつかの分

— 行政との紛争予防のために、企業はどうのようなことができるでしょうか。

関 本件のようなタイプの紛争についてならば、行政側に業界としての立場や意見を理解してもらうため

に、なんらかの解決策に達していなかった。もし、早くから相談していれば、ここまで大きな話にならない可能性も十分にあったのではないかと思います。

野では行政側の立場での活動をしているのですが、一般論としては行政サイドも、積極的に訴訟にしたいとは考えていないと思います。そのためには憲法と法律の枠内で行動することが必要ですが、実際に、すべての分野で必ずしも行政の担当官が憲法や行政法に詳しいわけではありません。本件でもし、官民双方にしっかりとした知識があれば、訴訟に至らなかつた可能性があります。

阿部 その点、私の意見はまったく逆ですね。役人は憲法や行政法を知らないのではなく、知り尽くしているんですよ。「ネット販売は禁止」と法律や政令に書かずに、内閣法制局の審査がない省令に落としたのも、国会審議や内閣法制局審査で「副作用がないのなぜ禁止できるのか」という問題を指摘されることを避けたかったのでしょう。

また省令案の検討会に日本オンラインドラッグ協会から構成員を入れ、少しはネット販売を認めるような案にまとめようとしたところで、薬剤師や薬局など利害関係の相反する団体が猛反対するのは間違いありません。早く相談を受けていたとしても、巨額の政治献金と構造的な癒着

がありますから、行政がまともな訴訟が減るのは間違いません。そのためには、憲法と法律の枠内で行動することが必要ですが、実際に、すべての分野で必ずしも行政の担当官が憲法や行政法に詳しいわけではありません。本件でもし、官民双方にしっかりとした知識があれば、訴訟に至らなかつた可能性があります。

阿部 その点、私の意見はまったく逆ですね。役人は憲法や行政法を知らないのではなく、知り尽くしているんですよ。「ネット販売は禁止」と法律や政令に書かずに、内閣法制局の審査がない省令に落としたのも、国会審議や内閣法制局審査で「副作用がないのなぜ禁止できるのか」という問題を指摘されることを避けたかったのでしょう。

また省令案の検討会に日本オンラインドラッグ協会から構成員を入れ、少しはネット販売を認めるような案にまとめようとしたところで、薬剤師や薬局など利害関係の相反する団体が猛反対するのは間違いありません。早く相談を受けていたとしても、巨額の政治献金と構造的な癒着



photo by Shinji Tanabe

企業側担当者の視点

ケンコーコム株式会社
管理本部 法務室長 兼 社長室
土田 綾子

—08年9月に医薬品のネット販売を禁止する省令案が公表されました。規制への懸念はいつ頃から有していましたのでしょうか。

何らかの規制がなされる可能性について06年の薬事法改正前から認識していました。審議会等のウォッチング団体としてNPO法人日本オンラインドラッグ協会(JODA)を設立しました。その後も規制が適切で安全な形に落ち着くよう、自主ガイドラインを作成するなど、世論を味方につけることを意識しながら、継続的に行政とのコミュニケーションは続けていました。

構成員として参加させてほしい旨の要望はもちろん厚労省に伝えていましたが、ネット販売事業者を委員には入れられないとのことでしょた。いろいろな事情があったのだと思いまます。議論の中心は伝統的な薬局や配置薬の業界と、台頭するオンラインアチエーン業界との間の利害

があるのですから、行政がまともな訴訟が減ることは間違いません。本件では、事業者の本格的な対応が遅かったことに加え、行政側も将来的につけて、対応が後になればなるほど解決が減るのは間違いません。

阿部 その点も私の認識は逆ですね。公務員は訴訟で負けても痛くもかゆくもないから、訴訟を回避するインセンティブがないのです。処分が取り消されれば、許可等をすればよく、課税処分が取り消されれば税金を返せばよい。会社が違法行為をすれば許可を取り消されて、まじめな社員も職を失うのに、公務員は、本件のように組織的に違法行為をやつても誰も職を失うどころか栄進します。個人として損害賠償責任を負うこともありません。訴訟で敗訴する場合の不利益はゼロに近いですから、違法行為であれ組織の利益になるものは断固頑張るのです。訴訟に发展するリスクは、役所の場合、会社と異なって軽視されています。役人に期待してはなりません。

—最高裁判決後も、ネット販売規制の問題は継続していました。

阿部 司法は紛争を解決しているか

—08年2月にスタートした医薬品販売制度の検討会の構成員に選ばれませんでしたね。

構成員として参加させてほしい旨の要望はもちろん厚労省に伝えていましたが、ネット販売事業者を委員には入れられないとのことでしょた。いろいろな事情があったのだと思いまます。議論の中心は伝統的な薬局や配置薬の業界と、台頭するオンラインアチエーン業界との間の利害

調整でした。当時、ネット販売については、いくつもある論点の中の一つにすぎないという位置付けだったのかかもしれません。

阿部 私はその点では、手続だけではなく実体の判断もせよと、順序を付けて主張しています。

—今後の憲法訴訟・行政訴訟に期待してはどうですか。

—行政訴訟を意識したのはいつ頃でしょうか。

ネット販売規制を明記した省令案が公表された08年9月以降です。それまで他のネット事業者との情報交換は積極的に行っていましたが、弁護士に相談したことはありませんでした。省令案の公表前段階では、規制される範囲をどれだけ狭められるかということに重きを置いた活動をしており、法的な観点から政策調整の余地があるとは思つていなかったのです。

実際に行行政訴訟に向けて動き始めたのは、インターネット検索を通じて、企業の感覚も行政訴訟も理解している関葉子弁護士にたどり着いた09年1月末からです。それまでは企業法務を専門としている弁護士や政府の審議会に出ていた弁護士に話を聞いてまわっていたのですが、「現実的ではない」という意見ばかりだつたからです。

—業界全体に影響が及ぶにもかか

わらず、行政訴訟の原告は2社にとどまりました。行政への遠慮が大きかつたのでしょうか。

むしろビジネス上の理由が大きかったように思います。多くの会社に共同での訴訟提起を呼びかけたもの、小規模事業者が多く、本業以外にリソースを割いてもらうのが難しい状況でした。またネット販売事業者は、ほとんどが実際に店頭販売を行っており、訴訟提起のせいでメー

カーや卸売業者から薬の供給を止められたら困るといった事情もあります。

今回の規制成立過程を見て痛感したのは、もし、規制の検討会メンバー内で、憲法・行政法に対する基本的な理解と枠組みという同じ士俵で議論がなされていたら、あるいは専門家がメンバーに入っていたら、このようなことにはならなかつたかもしぬないということです。今後印象論ではなく、合理的で検証可能なルール形成がなされるためにも、憲法・行政法の基本原則が前提知識として広く共有されることを望みます。

あるのですから、行政がまともな

訴訟をするわけがありません。

関たしかに、そこは分かりません

待は持てるでしょうか。

阿部 司法改革の議論では、弁護士に問題があるといわれる機会も多い

のですが、弁護士は選ぶことができません。ダメだったら依頼しなければ

いけません。司法改革の一番のポイントは裁判官なのです。といつ

ても、行政訴訟において裁判官の判

断がおかしくなってきたのは昭和40年の石田和外・最高裁判所長官の

時代から。それまではしつかりしていました。司法制度が悪いのではなく、裁判官を取り巻く雰囲気が悪く

いいのです。しかし、裁判官を選ぶことはできません。司法改革の一一番のポイントは裁判官なのです。といつ

ても、行政訴訟において裁判官の判